

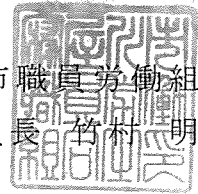
寝屋川市職労第 10 号

2025 年 5 月 12 日

寝屋川市長

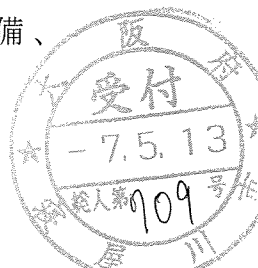
広瀬 慶輔 様

寝屋川市職員労働組合
執行委員長 竹村 明紘



2025 年市職労夏季重点要求書

1. 賃金労働条件については、労使合意で解決をはかり、一方的に実施しないこと。
2. 人員確保、育成、業務の継承の観点から、事務職をはじめ、技術職、保育士、教員、養護教員、看護師、保健師、児童指導員、社会福祉士など福祉系専門職、技能職など全ての職種において必要な採用を行うこと。
3. 物価上昇に見合う賃上げを行い、より高い給与水準を確保すること。
4. 夏季一時金について、職員の生活改善を図る観点から、条例分を上回る額を6月 30 日までに支給すること。また、再任用の一時金の支給月数を正職員と同等にすること。
5. 期末・勤勉手当は期末手当に統一し、全職員に一律 10% 加算すること。
6. 55 歳を超える職員の給与抑制措置はやめること。
7. 中途採用者の前歴換算については、中途採用者が増加している状況を鑑みて、10 割換算とすること。
8. 係長職員に管理職手当とともに超過勤務手当を支給すること。
9. 夏期休暇について7日間とし、完全取得できるよう対策を講じること。
10. 勤務時間短縮、休憩取得の確実な保障、実効ある超過勤務縮減、年次有給休暇の取得促進などのとりくみを行うこと。
11. 3 級以上の職員を増やすこと。
12. 管理職養成課程は職員が受検しようと思える制度としてさらに改善すること。
13. 加齢等に伴い職務遂行に支障をきたすおそれがある職務・職種について、具体的に労使協議を行うこと。また、配置上の工夫などの条件整備、



健康・福祉を考慮した勤務条件の確保など個々の職員の能力・適正に応じ職務の設定、具体の人員配置を行うこと。

14.60 歳を超える職員の賃金は、従事する職務の内容・職責及び蓄積された知識・経験にふさわしいものとし、モチベーションを維持するために 60 歳以降も昇給・昇格できるようにすること。

15. 勤続 40 年のリフレッシュ休暇制度を創設すること。

16. ねやがわ流フレックスタイム制（1 か月単位の変形労働時間制）については、勤務を予定していなかった時間に超勤命令がでた場合は、フレックスタイムではなく超勤手当で対応すること。

17. 任期付短時間職員、再任用職員への評価は廃止すること。一時金への反映をやめること。

18. メンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。また、メンタルシクの予防策についてさらに充実していくこと。

19. 安全衛生委員会の活性化をすすめ、実効ある審議を行うために必要な資料提供を行うこと。

20. 子宮がん、乳がん検診など希望者全員を対象に、定期健診の場で受診できるようにすること。

21. 子の看護休暇について、中学校卒業まで、日数を拡大するとともに、子どもひとりにつき付与すること、時間単位の取得を認めること。

22. 部分休業の取得できる期間を小学校卒業までに引き上げるなど、両立支援制度の拡充を行うこと。

非正規職員の処遇改善に関する要求

23. 職員確保の観点からも任期付短時間職員の経年加算を拡充すること。また、給料格付けの号給を引き上げること。

24. 学童保育職場においては、業務実態に応じてフルタイム勤務を適用すること。

25. 会計年度任用職員は業務実態に応じて、フルタイム勤務を適用すること。また均等待遇の観点から処遇改善を行うこと。